

国民健康保険税率の改定

本町では、特定健診・特定保健指導や疾病予防事業などにより医療費の適正化に取り組んでいます。しかしながら、加入者の高齢化などに伴い、一人当たりの医療費は毎年増加しており、国民健康保険財政は赤字補てんを余儀なくされるなど厳しい状況にあります。

また、平成30年4月から国民健康保険の財政運営が県単位に広域化され、県に納める国保事業費納付金や標準保険料率が提示されるなど、段階的な赤字解消が求められています。

このため、平成30年度から国民健康保険の税率等を別表のとおり改定します。

ご加入の皆様が安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

国民健康保険税の改定内容

(別表)

区分		平成29年度	平成30年度	比較
医療給付費分 (国保加入者 全員に課税)	所得割	4.60%	5.21%	0.61%増
	資産割	19.90%	13.20%	6.70%減
	均等割	17,800円	20,400円	2,600円増
	平等割	19,700円	19,700円	据え置き
	賦課限度額	540,000円	540,000円	据え置き
後期高齢者 支援金分 (国保加入者 全員に課税)	所得割	1.70%	1.68%	0.02%減
	資産割	7.40%	4.90%	2.50%減
	均等割	6,600円	6,600円	据え置き
	平等割	7,000円	7,000円	据え置き
	賦課限度額	190,000円	190,000円	据え置き
介護納付金分 (40歳から 64歳までの 方に課税)	所得割	0.90%	1.17%	0.27%増
	資産割	4.50%	3.00%	1.50%減
	均等割	6,000円	7,200円	1,200円増
	平等割	5,300円	5,300円	据え置き
	賦課限度額	160,000円	160,000円	据え置き

国保税の暫定通知書の送付

国民健康保険税は、第一期から第十期までの計十回に分けて納めていただいています。

一年間の税額は前年中の所得により七月に決定します。五月の第一期分については、前年中の所得が確定していませんので、昨年の保険税額をもとに仮の金額を納めていただきます。

実際の金額との差額は、二期目以降のお支払いのときに精算させていただきます。対象となる世帯には国民健康保険税暫定通知書をお送りします。

▼対象となる世帯

平成二十九年度に豊山町国民健康保険に加入していた世帯で、平成三十年度も引き続き加入している世帯

▼金額

平成二十九年度の国民健康保険税率の十分の一(平成二十九年度中に加入した世帯は一年間加入した場合の保険税で算定します)

▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

手話奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座を開催します。清須市、北名古屋市中で開催される講座にも参加できます。初心者の方、手話のレベルアップを考えている方、ぜひご参加ください。

平成30年度手話奉仕員養成講座開催一覧表

	入門課程	基礎課程	レベルアップ課程
とき	6月7日(木)～10月25日(木) 毎週木曜日 午後7時～午後9時 (全20回 ただし、6月21日は除く)	6月1日(金)～10月19日(金) 毎週金曜日 午後7時～午後9時 (全20回 ただし、8月10日は除く)	6月6日(水)～10月24日(水) 毎週水曜日 午後7時～午後9時 (全20回 ただし、8月15日は除く)
ところ	北名古屋健康ドーム	豊山町社会教育センター	清須市清州市民センター
対象	初めて手話を学ぶ方	入門課程修了または同レベルの方	基礎課程修了か同レベルの方、通訳技術を学びたい方
連絡先	北名古屋社会福祉課 ☎22・1111	福祉課福祉係 ☎28・0912	清須市社会福祉課 ☎052・400・2911

▼対象者 豊山町、清須市、北名古屋
市在住・在勤・在学、十八歳以上の方
▼期間 別表のとおり
▼定員 二十人
▼程度(先着順) ▼受講料 無料(ただし、テキスト代三千二百四十円必要) ▼応募方法 五月二十五日(金)までに各課程の連絡先へ直接お申し込みください。

1 ▼問合せ 福祉課福祉係
2 ☎28・2870
☎28・09